

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称 「海」と「山」 元気ひたち交流ネットワーク計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称 茨城県、日立市、常陸太田市

3. 地域再生計画の区域 日立市、常陸太田市、高萩市の全域

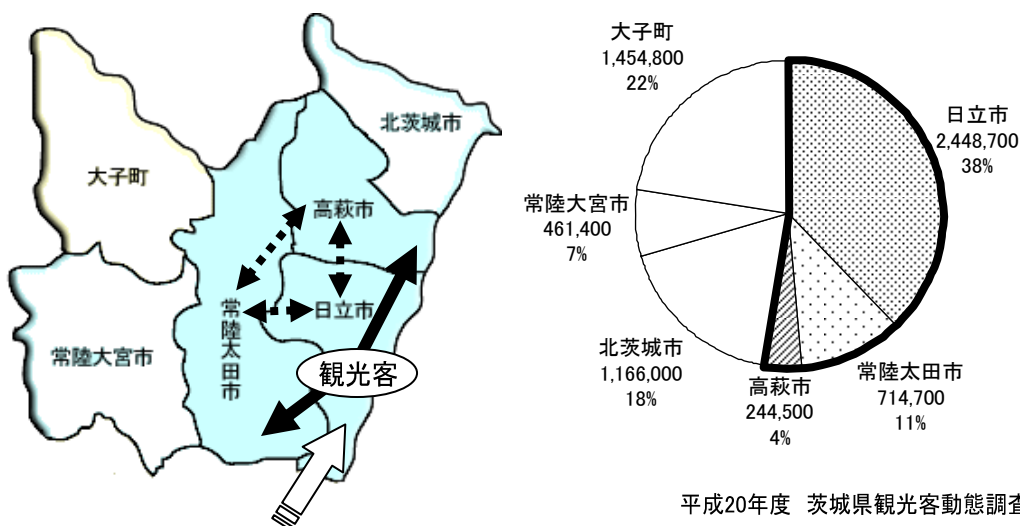
4. 地域再生計画の目標

日立市、常陸太田市及び高萩市は、茨城県の北東部に位置し、臨海部に国内有数の工業地域を持つ一方、風光明媚な長い海岸線と豊かな緑や渓谷を有する山々に囲まれている。また、本地域は、久慈川水系の豊富な水源を利用した田園地域や阿武隈山地の南端部となる久慈山地・多賀山地などと住宅地が隣接した里山地域など、豊かでゆとりある自然環境も有している。

常陸太田市、高萩市は、県北地域の主要都市であり、また、国内有数の企業である日立製作所が所在する日立市へ通勤・通学、買い物、通院などで大きく依存しており、さらに広域行政（消防・下水道等）を行うなど、経済的結びつきが強い地域である。

また、県北地域の観光客の約4割が日立市を訪れており、常陸太田市、高萩市において、3市の回遊性を促進することにより地域の魅力度を向上させ、観光振興を図ることが急務となっている。

茨城県北地区 市町村別入込観光客数(人)



地域における道路網としては、南北の軸となる国道6号、国道349号、国道245号などがあり、国道293号、国道461号などが東西の軸として地域の幹線道路網を形成している。

しかしながら、県内最大の面積を持つ常陸太田市に点在する主要集落や水田地帯、巨峰や梨などの果樹園及び地域の特産品である「常陸秋そば」などを栽培する畑作地域、

「常陸牛や乳製品」などの畜産業・酪農業が盛んな山間地域と暖流がぶつかる本地域沖合の海で獲れる種類豊富な魚介類を水揚げする久慈漁港・川尻漁港などの日立市の海岸地域など、それぞれ地域の観光や産業の主要地域を連絡する幹線道路や生活道路などは未整備なものが多く、それらを解消するため、平成17年に「ひたち「海」と「山」の交流ネットワーク計画を策定し、道整備交付金事業を活用した道路整備を行っており、主要地間の時間短縮が図られるなどの効果があったが、未完了の事業や、さらなる時間短縮のための整備の必要性から、引き続き道路整備を実施する必要がある。

とりわけ、3市を縦貫する県北東部地区広域農道の整備を軸とした、主要地を連絡する市町村道の整備が、産業振興や観光振興のため求められている。

海と山に囲まれた本地域においては、平安時代から続く金砂大祭礼（72年ごとに旧水府村の東金砂神社、旧金砂郷町の西金砂神社から3日をおいて出発した神輿を中心とする二つの供奉大行列が日立市水木浜の海岸まで往復約75kmを七日かけて往復する）、同じく平安時代から続く黒前神社祭礼（旧多賀郡十王町の黒前神社から7年ごとに出発し神輿を中心とする供奉行列が日立市伊師浜海岸まで往復約70kmを7日かけて往復する）などが執り行われており、古くから海と山との交流が図られてきた地域でもある。

現在でも、日立市沿岸の河原子海岸などの海水浴場や市民の魚市場となっている「日立おさかなセンター」、ウミウの飛来地小貝浜を臨む国民宿舎「鶴の岬」と常陸太田市の山間地域に広がる里美牧場「プラトーさとみ」や「西金砂そばの郷」などは、両市の市民が相互に利用し、海と山の交流が地域住民にとって欠かせないものになっている。

とりわけ日立市内の海水浴場については、県内17箇所の公設海水浴場のうち6箇所を日立市が有しており、これらの海水浴場を含めた海の活用事業を展開することにより、更なる交流人口及び観光消費の拡大を図れる可能性のある観光資源となっている。

また、イベントも日立市を代表する「さくらまつり」のほか恒例となっている国際大道芸、郷土芸能大祭、スターライトイルミネーション、よかっぺまつりと四季を通じた企画が多くの人達に喜ばれている。

一方、常陸太田市にも本州一の長さを誇る「竜神大吊橋」、徳川光圀ゆかりの「西山荘」、「里美牧場」等の観光資源があり、「そば打ち日本一人名人戦」や全国の新そばの「食べ歩きコーナー」で人気を博している「常陸秋そばフェスティバル」、「竜神大吊橋四季のイベント」、「里美イルミネーション祭」、「里美かかしまつり」、「産業文化祭」、「西金砂登山マラソン大会」等、知名度が高く、かつ市民からも親しまれているイベントを開催している。

さらに、金砂郷地区においては、都市部の方が畑や田んぼを借り受け、そば（常陸秋そば）や米（コシヒカリ）の種まきから収穫までの一連の農業体験ができる「金砂郷常陸秋そばオーナー制」、「常陸太田市コシヒカリオーナー制」を実施しており、里美地区では、100年後の森づくりを目標に、広葉樹の植え付けや下刈り体験ができる「森林づくり隊」、古い農家住宅へ宿泊し田舎のスローライフを体験できる「古民家体験」などといった、グリーン・ツーリズム体験型の観光施策を多数実施している。

そのほか、里美牧場に平成14年に「風力発電施設」を旧里美村地区で1基設置し、その後、平成18年度には民間会社で6基設置し稼働しているなど、里美村地区がエコロジーの観点からも脚光を浴びており、すでに3基設置されている「水力発電所」とともに、生涯学習型観光施設としての活用が期待されている。

また、本地域では、市町村合併により、旧日立市・旧十王町が合併し新「日立市（平成16年11月1日合併）」に、旧常陸太田市・旧金砂郷町・旧水府村・旧里美村が合併し新「常陸太田市（平成16年12月1日合併）」となったことから、新市が一体となり旧市町村相互のさらなる連携及び交流を深めるための道路整備についても必要と

なっている。

以上のことより、地域の活性化及び産業の振興のため、既存の県道、市町村道、広域農道の幹線道路網を活用し、地域内の各主要地区を連携する新たな道路ネットワークの形成を図るとともに、生活に密着した道路整備をあわせて行うことにより、緊急車両通行不能地区の解消など、市民生活の利便性向上及び地域の交流を促進する。

また、地域内に点在する「海」と「山」の自然・歴史・観光施設などの整備やPR等を積極的に行うことにより、整備された道路ネットワークを活用した「海」と「山」をはじめとする地域住民相互の交流を促進し、地域の再生を図る。

(目標) 自然・文化・観光・居住等の主要拠点間の移動円滑化

(十王駅から伊師浜海岸(十王町文化観光拠点地区)までの移動時間短縮

11分 → 6分)

(常陸太田市役所から河原子海水浴場までの移動短縮時間

40分 → 35分)

(日立市大和田町から日立市久慈浜海水浴場までの移動短縮時間

15分 → 10分)

(常陸太田市役所から千寿集落・(旧金砂郷町主要集落)までの移動時間短縮

13分 → 11分)

(常陸太田市役所から十国峠(桜の名所)までの移動時間短縮

12分 → 10分)

(常陸太田市金砂郷支所から日立南太田ICまでの移動時間短縮

30分 → 26分)

(常陸太田市大門町から常陸太田市町屋町までの移動時間短縮

15分 → 5分)

(常陸太田市町屋から日立市入四間町までの移動時間短縮

13分 → 10分)

(高萩市田代から高萩市鳥曾根までの移動時間短縮

8分 → 2分)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

日立市北部地域において「市道 本郷前線」を整備することにより、JR常磐線十王駅から海岸部の国道6号に至るルートを形成し、「ウミウの里づくり」と連携した海辺の魅力ある文化観光拠点づくりを行った十王町文化観光拠点地区へのアクセスを向上させる。

日立市中部地域において「市道 金沢諏訪線」を整備することにより、常陸太田地区から石名坂・多賀線及び県道日立笠間線を経由して「河原子海水浴場」「会瀬海水浴場」などの観光拠点へのアクセス利便性の向上を図る。

日立市南部地域においては「市道19号線」を整備することにより、国道6号や常磐道及び山側の常陸太田地区から「日立おさかなセンター」「久慈浜海水浴場」など日立市南部の臨海部へのアクセスの向上を図り、地域の交流を促進する。

常陸太田市南部地域において、「市道0120号線」を整備することにより、常陸太田市南部と常磐自動車道日立南太田ICや日立市南部の臨海部へのアクセス向上をはかる。

また、「市道 0101 号線（大門工区）」、「市道金Ⅱ－6 号線（高柿千寿線工区）」、「広域営農団地農道整備事業：県北東部 2 期地区」を一体的に整備することにより、常磐自動車道那珂 I C 方面から、水府地区の「竜神大吊橋」、金砂郷地区北部、日立市北部方面へのアクセス向上をはかり、日立・常陸太田市内の回遊性の向上を促進する。

さらに「市道金Ⅱ－4 号線（中沢線）」の整備を行うことにより、金砂郷地区の主要な観光地である「西金砂神社」へのアクセス向上をはかる。

また、「市道 4198 号線」を整備することにより、国道 293 号バイパスへのアクセス向上及び「特別養護老人ホーム世矢の里」へのアクセスの向上をはかる。

上記により、少子高齢者率の高い地区や常陸太田市の主要部や日立地区への連絡が容易になり地域振興や産業の活性化、市民生活の利便性向上及び地域の交流を促進する。

また、常陸太田市北部地域および高萩市南部地域の広域農道「広域営農団地農道整備事業：県北東部 2 期地区」の改良工事を行うことにより農地・果樹地・放牧地や森林へのアクセスを容易にし、農用地や森林の管理、農林業経営の効率化を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市町村道 道路法に基づく市町村道に認定済。
 - 日立市道 友部伊師浜線（平成17年 7月15日 認定）
 - 日立市道 本郷前線（平成18年12月27日 認定）
 - 日立市道 2 2 号線（平成17年 1月11日 認定）
 - 日立市道 金沢諏訪線（平成17年 7月15日 認定）
 - 日立市道 7 4 7 3 号線（平成16年 7月12日 認定）
 - 日立市道 1 9 号線（平成16年 7月12日 認定）
 - 常陸太田市道 0 1 2 0 号線（昭和62年3月31日 認定）
 - 常陸太田市道 0 1 0 1 号線（昭和62年3月31日 認定）
 - 常陸太田市道 4 1 9 8 号線（昭和62年3月31日 認定）
 - 常陸太田市道 金 Ⅱ－4 号線（昭和62年3月 6日 認定）
 - 常陸太田市道 金 Ⅱ－6 号線（昭和62年3月 6日 認定）
- ・広域農道 事業採択を昭和56年9月16日に国により通知を受けるとともに、事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、昭和56年9月16日に確定している。

[施設の種類の種類（事業区域）、実施主体]

- ・市 道（日立市、常陸太田市） 日立市、常陸太田市
- ・広域農道（常陸太田市、高萩市） 茨城県

[事業期間]

- ・市道（平成22～26年度）、広域農道（平成22～26年度）

[整備量及び事業費]

- ・市 道 13.21km、広域農道 5.15km
- ・総事業費 7,841,000千円（うち交付金 3,920,500千円）
 - 市 道 4,039,000千円（うち交付金 2,019,500千円）
 - 広域農道 3,802,000千円（うち交付金 1,901,000千円）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

該当なし

5-3-2 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「海」と「山」をはじめとする地域住民相互の交流を促進し、地域の再生を図るために、以下の自然・歴史・観光施設などの整備やPR等を総合的・一体的に行うものとする。

(1) 広域観光ルートの設定活用事業（日立市、平成21年度～25年度）

近隣自治体にある観光施設等と日立市の観光施設やイベントを組み合わせた広域観光ルートを検討し、相乗効果を生み出す観光ルートの創出を図る。

市内においては、既存の観光ルートガイドブックに記載されている観光ルートの活用や新たなルートの設定を行うとともに、さくらまつりなどのイベントやかみね公園、鶉の捕獲場海水浴場等の主要な施設を組み合わせた観光ツアー・ニューツーリズム等を企画・実施する。また、そのPRとしてレジャー系雑誌等の記者クラブを対象としたプレスツアーを開催する。

(2) 水戸ひたち観光圏整備計画（茨城県・日立市・常陸太田市・高萩市外10市町村、平成20年度～平成24年度）

(3) 自然エネルギー学習場の提供（常陸太田市、平成22年度～）

自然に育まれた環境づくりを目指している里美地区の里美牧場「プラトーさとみ」に風力発電所が建設された。また、久慈川水系里川の3箇所の水力発電所群が国登録有形文化財に登録されたのに伴い、自然エネルギー展示室と共に自然環境・自然エネルギーなどの学習の場を提供する。

(4) いばらき「さとやま生活」推進協議会（茨城県・グリーンふるさと圏域市町（日立市・常陸太田市・高萩市外5市町）企業・団体：平成21年度～）

茨城県の県北地域の里山など四季折々の豊かな自然環境に包まれて気軽に地域とふれあいながら「安心・快適なスローライフを思い思いに楽しむ悠々自適のライフスタイル」の統一的な情報の発信や交流・二地域居住、移住の受け入れのための多様なサービスの提供を官民が一体となって行うことにより地域の活性化に寄与する。

(5) 協働の森林（杜）づくり事業（常陸太田市・森林（杜）づくり隊委員会、平成20年度～24年度）

関東最大級の里美牧場（敷地面積600ha）内に、現在、県内唯一の公共育成牧場・宿泊施設「プラトーさとみ」・県立野外活動センターと風力発電用の風車が機能している。平成15年度から里美牧場地域の一角を活用して自然再生計画のため、「地拵え・植え付け・下草刈・肥料散布」など都市の人たちと交流しながら協働で百年後の落葉広葉樹の杜づくりのために事業行う。

6. 計画期間

平成22年度～26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に4に示す数値目標について達成度等を調査・評価し、その結果をホームページ等で公表する。また必要に応じて事業の見直しを図るために、施設の整備状況について再度、評価・検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該公共団体が必要と定める事項

該当なし